

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (替芯, ビニールバック 他)		
年月日	21年4月9日	年 月 日	金額 916 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>

支払者： 四本 康久

文具メーカー
富士百原店
文房具部
文房具部
TEL 0545-57-1881
〒411-0101 静岡県沼津市今泉1-17-56

2021年04月29日(木)17:56<0010-02>
お支払い下さいませ
文房具部へお越しお待ちしております

002778603413			
05300HB	2	462	
01480400211			
0130#	3	390	
4901480400204			
0148#	3	438	
4907167001216			
0151#	3	543	
小計	11	1,833	
内税対象金額		1,833	
10.0%対象金額		1,833	
(内消費税額10.0%)		(166)	
合計		1,833	
現金		2,000	
お預り		2,000	
お釣り		167	



案分の理由 政務活動に復雑な 活動に専念	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1833 円	1/2 %	916 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成(2021年春号)		
年月日	21年6月15日~	年月日	金額 15,120円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	県政報告 印刷費
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での活動状況等を 県民に報告する
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15120 円	100 %	15,120円

領収書

2021年06月15日

四本康久 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 15,120円 (税込) 納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC26500191	品名：新聞春 A4 / 両面スミ1色 / コート73 / 7,000部×1種類 / 加工1：Z折り 加工2：	1	15,120	15,120
合 計				15,120

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

整理番号	7-3
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	封筒印刷		
年月日	21年6月15日~	年月日	金額 8680円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 政務活動と後援会 活動が案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17360円	1/2 %	8680円

領収書

2021年06月15日

四本康久 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしく願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 17,360円 (税込) 納品期日 6営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC26503270	品名：封筒 長3封筒 / 片面スミ1色 / クラフト70(封筒郵便枠有) / 5,000部×1種類 / 加工1：既製封筒(印刷のみ) 加工2：	1	17,360	17,360
合 計				17,360

特記事項



※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年5月1日	～令和 年 月 日	金額 1760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月 1日 13時07分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880- (現金)</p> <p>—入口料金所— 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00401242-00</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領 収 書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月 1日 18時58分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880- (現金)</p> <p>—入口料金所— 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01321830-00</p> </div> </div>	
---	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士宮市郷土史同好会 年会費		
年月日	21年7月4日～	年月日	金額 2,250 円

会の趣旨・目的	富士宮市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育てることを目的とする。		
会の活動内容等	① 定例会及び役員会 ② 調査研究会の開催 ③ 史跡の見学会、講演会等の開催 ④ 会誌及びその他の発行 ⑤ 研究者相互の連絡及び情報の提供		
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。		

《領収書貼付枠》 支払者：四本康久 会計年度：7月4日～令和4年の総会前日

領収書

発行日 21年7月4日

令和3年7月～4年3月までの
9ヶ月分を充当する

$$3,000^{\text{円}} \times \frac{9}{12}^{\text{月}} = 2,250^{\text{円}}$$

金額 ￥3,000

但し 年会費

上記正に領収いたしました。

富士宮市郷土史同好会



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動費に かかるものあり	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,250 円	100%	2,250 円

富士宮市郷土史同好会会則

第1条 (名称)

本会は富士宮市郷土史同好会と称す。

第2条 (事務所)

本会の事務所は会長の自宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、富士宮市の歴史と文化を知り、郷土の文化財を守り育てることを目的とする。

第4条 (事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定例会及び役員会。
- 2 調査研究会の開催。
- 3 史跡の見学会・講習会等の開催。
- 4 会誌及びその他の刊行。
- 5 研究者相互の連絡及び協力の促進。

第5条 (会員)

- 1 本会の趣旨に賛同するものは本会会員となることができる。
- 2 1年間会費未納者は除籍する。また本会の名誉をそこなう行為のあった場合は除名する。

第6条 (会費)

会費は次のとおりとする。

年 3,000円 (但し、会誌一冊を含む)

ただし、第4条に掲げる事業を運営するため、必要に応じて別に徴収することができる。

第7条 (役員)

本会運営のため下記の役員を置く。

- 1 顧問 若干名 会長の求めに応じて助言を行う。
- 2 会長 一名 会員の統合及び会合の招集を行う。
- 3 副会長 若干名 会長の補佐を行う。
- 4 理事 十名程度 会の運営と会員の連絡を行う。
- 5 会計 一名
- 6 事務局 一名
- 7 監査 二名

(会計・事務局・監査は理事を兼任してよい)

第8条 (役員を選任と任期)

役員を選任は総会で行い、その任期は毎年総会開催日に始まり翌年の総会前日までとする。

第9条 (会計)

- 1 本会運営に必要な経費は会費及び寄付金その他をもって充てる。
- 2 会計年度は総会開催日より翌年の総会前日までとする。
- 3 会計は総会に於いて決算報告を行う。

第10条 (会則)

会則の改正は総会において出席者の過半数をもって、行うことができる。

富士宮市郷土史同好会

令和三年度通常総会

日時：令和3年7月4日（日）

受付 13:00 開会 13:30

場所：富士宮市駅前交流センター「きらら」

2F 集会室

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月5日~令和	年月日	金額 3620円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3620円	100%	3620円

支払者：四本康久

5/6

領収書
駅-No 5201160 領収書-No 140
窓口-No 2

領 収 書
様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年6月1日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



支払者：四本康久

6/6

領収書
駅-No 5201160 領収書-No 140
窓口-No 2

領 収 書
様
金額 ￥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年6月1日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



新幹線：新富士 - 静岡(往復)

7,860円 × 2/6 枚 = 2,620円

原本：3年6月 整理番号 6-11 参照

領 収 証

四本康久様

3年7月5日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7200

コクヨ ウケ-1048

但し書：駐車料

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 7 月 5 日~令和 年 月 日	金額	2095 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 5月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

<<領収書貼付枠>>

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
03-07-0523357	00190-6	A93130023	振替受付票
取扱店	お取扱店	振替口座	振替金額
00190-6	00190-6	655183	*1,943
振替口座	振替金額	振替手数料	*152
*1,943	*1,943		

払込みの証拠となるものは、大切に保存し、請求書が送られてきたら、速に返送してください。消費税率には含まれていません。(ゆうちょ銀行)

入金額 *2,095
おつり *0

スマホ決済アプリ ゆうちょよ Pay
口座の残高確認も 可能です!

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2095 円	100%	2095 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様

2021年 6月30日



〒101-0061 東京都千代田区千代田3-1-5
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいます様、お願い申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED] お問い合わせ番号 : [REDACTED]

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
2021年7月号
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

						区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 送料 内消費税等	1 0	部	1,843 0	1,843 100 (177)	1 1

区分：1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- 下の払込用紙で商品到着後、上記お支払期限までにゆうちょ銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (7 月分)		
年月日	令和 3 年 7 月 5 日～令和	年 月 日	金額 27,225 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> リース料 56,430 円のうち、政務活動費の対象外経費を除いた金額の 1/2 請求する。 リース料 ドライブレコーダー料 (税抜き 51,300 円-1,800 円) × 1.10 × 1/2 = 27,225 円 <div style="text-align: right;"> 2321-07-05 200 *56,430 トウキョウセツチリ- (カ) </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	54,450 円	1/2	27,225 円
		%	

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3

四本康久 様



日本カーシェアリング株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル 6F

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当 [Redacted]



K015A0001150YA001150

2021年 6月 15日

口座振替通知書

請求書No. 51F53150
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥56,430	2021年 7月 5日	口座振替
内リース料等 51,300		
内消費税等 5,130		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	190703	25	36	リース料 3/7分 [Redacted]	56430	5130	100	
				リース 消費税 10% 計	56430	5130		
ページ小計-->					56430	5130		51300 (税抜)



請求件数 1件

通信欄

口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月7日~令和	年月日	金額 1,760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 新静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月 7日 11時 23分

車種 軽二

通行料金 ¥880-
(現金)

—入口料金所— 新富士

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号203-00151101-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 新富士

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月 7日 17時 15分

車種 軽二

通行料金 ¥880-
(現金)

—入口料金所— 新静岡

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号203-01131631-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,760 円	100 %	1,760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・ 印刷費 ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成(2021年春号)		
年月日	21年7月7日~	年月日	金額 16,500円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	県政報告デザイン制作費
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での活動状況等を 県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証 四本やすひさ事務所 様 No.

★ 7 16,500.-

内訳

現金	✓	但 県政報告デザイン制作費
小切手	/	
手形	/	

2021年7月7日 上記正に領収いたしました

登録番号

〒418-0003 静岡県富士宮市ひばりが丘111

株式会社 **アドライン**

TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7688

収入印紙

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるとある	16500 円	100 %	16,500円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (ビニールパッチ, フラットファイル)		
年月日	21年7月7日	年 月 日	金額 4,863 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 支払者： 四本 康久	

文具スーパー
事務用品

文具スーパー 富士吉原店
TEL: 0545-574188
富士市今泉1-17-56



いらっしやいませ
文具スーパー 事務用品 へようこそ
またのお越しをお待ちしております

2021年07月07日(水)16:48<0010-01>

4901480400211 ビニールパッチ 0 130# 60	7,800
4901480142401 フラットファイル(3冊入り) 0 214# 2	428
4901480142449 フラットファイル(3冊入り) 0 214# 2	428
4901480142388 フラットファイル(3冊入り) 0 214# 2	428
4901480142418 フラットファイル(3冊入り) 0 214# 2	428
4901480142425 フラットファイル(3冊入り) 0 214# 1	214
小計	9,726
内税対象金額	9,726
10.0%対象金額 (内消費税額 10.0%)	9,726 (884)
合計	9,726
現金	10,026
お預り お釣り	10,026 300

No: 0137192443848



0 137192 443848

案分の理由 政務活動加算後 加算比率	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9726 円	1/2 %	4863 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月12日~令和	年月日	金額 3620 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3620 円	/	3620 円
		100 %	

6/1

領収書
駅-No 51201510 領収書-No 43
窓口-No 1

金額 ¥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年7月5日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員



6/2

領収書
駅-No 51201510 領収書-No 43
窓口-No 1

金額 ¥7,860円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2021年7月5日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員



支払者：四本康久

支払者：四本康久

新幹線：新富士-静岡(往復) $7,860円 \times \frac{2}{6} 枚 = 2,620円$

領 収 証

四本康久 様

3年7月12日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7860

コクヨ ウケ-1048

但し書：駐車料

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山世界遺産センター訪問		
年月日	21年7月14日～	年月日	金額 200円

目的	地元団体要望
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	地元要望を調整し県施策に反映させる。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>富士宮市宮神田川観光駐車場</p> <p>領収証</p> <p>精算機 #01 A 精算No.000123 発券機 #01 発券No.074601 入庫時刻 2021年7月14日(水) 11:16 出庫時刻 2021年7月14日(水) 12:15 駐車時間 0:59 駐車料金 A料金 200円 ===== 合計 200円 現金領収額 200円 お預り 200円 お釣り 0円</p> <p>またのご利用をお待ちしております。</p> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかか るものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	200円	100%	200円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 (21 年 6 月請求分)		
年月日	令和 3 年 7 月 15 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2,626 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額 ケーブルテレビ料 政務活動費請求対象額
 8,003 円 — 2,750 円 = 5,253 円

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,253 円	1/2 %	2,626 円

四本 康久 様

発行番号 2020311400
発行日 2021年 7月15日

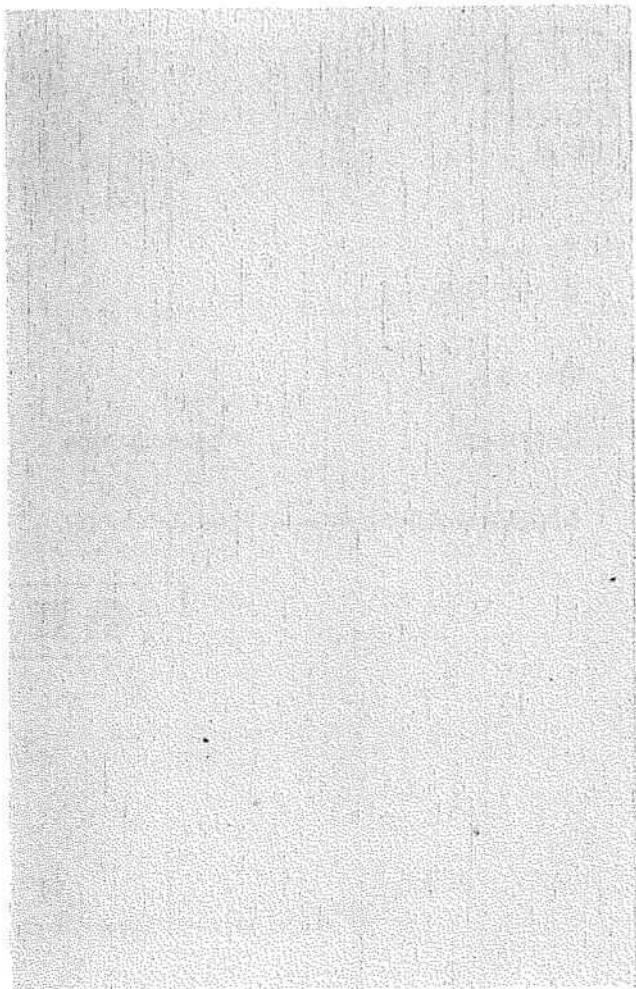
株式会社TOKAIケーブルテレビ
〒410-0053 沼津
お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額 ¥8,003

項目	金額
2021年6月分	¥8,003
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として
上記の金額 2021年6月カード決済 にて正に領収致しました。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気代 (7月分)		
年月日	21年7月15日~	年月日	金額 5,374円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

(A) 電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150-9-167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	3-7	払込金額	¥5,921
ご契約	40 A	ご使用量kWh	208
ご使用期間	6月9日~7月7日		うち消費税等相当額円 538
ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様		
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様		
お支払期限日	8月10日		

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

(A) 電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150-9-167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	3-7	払込金額	¥4,828
ご契約	4 kW	ご使用量kWh	90
ご使用期間	6月9日~7月7日		うち消費税等相当額円 438
ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号 ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様		
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シ ムシヨ 様		
お支払期限日	8月10日		

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[Redacted]		
お問い合わせ先	0120-995-902(代)		

東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[Redacted]		
お問い合わせ先	0120-995-902(代)		


東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)

案分の理由 政務活動費の事後 処理の算分	領収書金額(a) 10,749 円	案分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 5,374 円
----------------------------	----------------------	-----------------	--------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月16日~令和	年月日	金額 1,760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理		
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 		
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金は、一旦停車してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月16日 10時37分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 203-00111015-00</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月16日 13時18分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 203-00691255-00</p> </div> </div>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1760 円	100 %	1,760 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	熱海市災害視察		
年月日	21年7月20日～	年月日	金額 6,060円

目的	熱海市における災害状況調査
使途	交通費、駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	熱海市議会議員より、災害状況を聴取、 関係部局に地元要望等情報交換。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動に かかっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,060円	100%	6,060円

領 収 書

Receipt
 領収年月日 2021.-7.20 様
 金額 ¥5,060 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (20177.4枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 (東)新富士駅
 新富士駅MV803発行 30178-02

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

支払者： 四本康久

新幹線： 新富士 - 熱海 (往復)

領 収 証

四本康久 様 21年 7月 20 日

★ ¥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL.0545-61-7863

但し書： 駐車料

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告郵送料 (2021年春号)		
年月日	21年7月26日~	年 月 日	金額 228,921円

目的	活動報告 (2021年春号) 郵送料
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	議員活動を報告書として広く県民に知らせ 意見等聴取し今後の活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

案分の理由 全て政務活動にか かっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	228,921円	100%	228,921円

支払者：四本康久

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	504通	23.0g ¥36,792
小計		¥36,792
第一種定形 @84	67通	22.0g ¥5,628
小計		¥5,628
第一種定形 @94	8通	39.5g ¥752
小計		¥752
第一種定形外(規格内) @140	2通	74.0g ¥280
小計		¥280
第一種定形外(規格内) @250	5通	177.0g ¥1,250
小計		¥1,250
第一種定形外(規格内) @390	13通	360.5g ¥5,070
小計		¥5,070
第一種定形外(規格内) @580	1通	551.5g ¥580
小計		¥580
郵便物引受合計通数	600通	
課税計 (10%)		¥50,352
(内消費税等)		¥4,577)
非課税計		¥0
合計		¥50,352
お預り金額		¥60,000
おつり		¥9,648



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2021年7月26日 14:31
 担当：[REDACTED]
 発行No. 210726A2758 端N19箱01
 連絡先：猪之頭郵便局
 TEL:0544-52-0350

支払者：四本康久

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	2,445通	23.5g ¥178,485
小計		¥178,485
第一種定形 @84	1通	22.0g ¥84
小計		¥84
郵便物引受合計通数	2,446通	
課税計 (10%)		¥178,569
(内消費税等)		¥16,233)
非課税計		¥0
合計		¥178,569
お預り金額		¥179,000
おつり		¥431

印紙税申告納
 付につき廻町
 税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2021年7月26日 15:48
 担当：[REDACTED]
 発行No. 210726A2245 端N44箱01
 連絡先：富士宮城北郵便局
 TEL:0544-27-4937

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 3 年 7 月 26 日	令和 年 月 日	金額 4950 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2021年7月号 上、下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

<input type="checkbox"/> 原簿記帳番号	001006	通称社名 イマジン出版株式会社	金額	¥4950	依頼人	四本 康久 様	日付	03-07-26	備考	富士宮出 上井郵便局 (23050) N94190021

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4950 円	100%	4950 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No. 40218

納品書

2021年07月26日 頁 1

四本 康久様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

No. 40218

請求書

2021年07月26日 頁 1

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン出版株式会社
 代表取締役 片岡幸三
 〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
 TEL 03-3942-2520
 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

振込口座 ミス'ホ銀行エト'カ'ワ'シ(フ)1327831イマジンシュツパン(カ)

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO ほんごりの会 年会費		
年月日	21年7月27日～	年月日	金額 2,402円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	・広葉樹林作り ・広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00870050	加入者名	特定非営利活動法人 YUNO ほんごりの会	金額	3000	依頼人	四本康久様	料金額	203円	備考	03-07-27 静岡県内郵便局 (23357) N94250008
--------	----------	------	-----------------------	----	------	-----	-------	-----	------	----	------------------------------------

記載事項を訂正した場合は、その箇所訂正印を押してください。

※ 法人の事業年度：7月1日～翌年6月30日
 令和3年7月～4年3月までの9ヶ月分を充当する。
 $3,203円 \times \frac{9}{12}月 = 2,402円$

※ 添付書類：(団体の会則) 事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動力にかかるとある	2,402円	100%	2,402円

特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 広葉樹林づくり

(2) 広葉樹林・里山の啓発活動

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

- 2 事業部には、事業部長を置くことができる。
- 3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第 56 条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 松永 泰然

副会長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事



理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	3,000 円
(2) 正会員	団体	10,000 円

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人 YUNO どんぐりの会

理 事

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	全日本鹿協会 年会費		
年月日	21年7月27日～	年月日	金額 6,550円

会の趣旨・目的	鹿の保護管理および資源としての持続的活用を図ることにより 鹿と人間の共生を目指す。
会の活動内容等	鹿、養鹿及び生産物に関する調査及び研究並びに 情報収集及び提供
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを 県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

※ 協会の事業年度：4月1日～翌年3月31日

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全政務活動に かかるものあり	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,550円	100%	6,550円

振替払込金受領証・振替受付票

総合	取扱年月日	03-07-27	取扱時刻	13:58	摘要	
	取扱店番号	23357	処理通番	N052	被代行店番号	

請求種別

電信払込み

受取先口座番号 10280 - 3715311 お受取人 おなまえ 全日本鹿協会 様

送金元口座番号 送金料金 *550 円 特殊取扱料金 円
 ご依頼人 おなまえ ヨツモト ヤスヒサ 様

送金金額 *6,000 円

合計金額 *6,550 円

通知番号桁数 桁 払出明細番号 号 受入明細番号 3 号

ご依頼人おとところ

富士宮市北町

13-3

ご注意

- この受領証(受付票)は、お取扱いの証拠となるものですから大切に保管してください。
- 口座番号の先頭の数字が「0」の場合は振替口座、「1」の場合は総合口座です。
- 料金には、消費税が含まれています。

(取扱店)

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

(お客さま控)

千代田区丸の内2-7-2 〒34630(2021.04-SCP)

ゆうちょ銀行

全日本鹿協会のご案内



全日本鹿協会（旧名：全日本養鹿協会）は、

日本鹿の資源的利用を進展させるための全国組織として、平成2年に設立されました。

- ①鹿および養鹿に関する調査研究、情報の収集および提供
- ②鹿の資源的利用法、飼養管理、衛生技術の改善、普及
- ③鹿に関する研修会、研究会の開催
- ④国際交流
- ⑤印刷物、出版物の刊行等 を行うことで人と鹿の共生を目的としております。

会員の種別と年会費

団体会員 1口50,000円（議決権1票あり） 正会員 6,000円（議決権・投稿権あり）
賛助会員 3,000円（議決権なし、投稿権あり） 学生会員 1,000円（議決権なし、投稿権あり）
ゆうちょ銀行 普通 10280-03715311
 あるいは、店名〇二八 普通 0371531
三井住友銀行神田支店 普通 219-7599303



刊行物

- 「日本鹿研究」 創刊号～11号（会員は無料）
 - 「養鹿マニュアル」（2,000円、会員1,500円）
 - 「養鹿経営を安定させるための指針」（2,000円、会員1,500円）
 - 「鹿皮なめしマニュアル」（1,500円、会員1,000円）
- 月2回、鹿関係の全国の情報を、メール配信しています。

イベント・講習会

2020年度予定

- 鹿ワークショップ（9月5日 静岡県富士宮市ふもとつばら）（イオン環境活動助成）
- 第8回世界鹿大会（10月11～16日 スロバキア、延期）
- 講演会・展示会・ワークショップ（12月5、6日、港区環境プラザ）（イオン環境活動助成）
- 鹿肉を食べる会（新年会）（2021年1月予定）
- 鹿皮タンニンなめし講習会（2月予定 静岡県富士宮市）（イオン環境活動助成）

事務局所在：〒438-8577 静岡県磐田市富丘 678-1

静岡県立農林環境専門職大学短大 小林研究室内 TEL 090-1111-3032

webmaster@nihon-shika.info

<http://nihon-shika.info/> 会長：鈴木 功

全日本鹿協会規約

Japan Deer Society (全鹿協; J.D.S.)

平成2年3月16日施行
平成21年7月1日改定
平成22年4月21日改定
平成28年5月25日改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全日本鹿協会（以下「協会」）と称する。英名はJAPAN DEER SOCIETYとし、略称は全鹿協（J.D.S.）とする。本会は平成2年3月に設立された全日本養鹿協会の事業を継承し、平成21年7月に名称を改定した。

(事務所)

第2条 協会は事務所を設ける。場所等については、内規で定める。

(目的)

第3条 協会は、鹿の保護管理および資源としての持続的活用を図ることにより、鹿と人間の共生を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿、養鹿及び生産物に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供
- (2) 鹿の繁殖、飼養管理、衛生技術改善及び普及
- (3) 鹿の生産物及び加工品の流通推進業務
- (4) 鹿及び養鹿に関する研修会及び研究会の開催等
- (5) 鹿及び養鹿事業に関する国際交流
- (6) 鹿及び養鹿事業に関する印刷物、出版物の刊行
- (7) 鹿の系統に関する登録
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(規程)

第5条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規定で定める。

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第6条 協会の目的に賛同するもの又は団体は、以下の種別の会員になることができる。

- (1) 正会員（個人、団体）
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員

(入会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

(脱退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退届があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき
- (4) 死亡または解散
- (5) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (6) 除名

(除名)

第9条 会長は、次の各号の事由の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を毀損する行為をしたとき
 - (2) 規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき
- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会費は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(届出)

第11条 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称、代表者の氏名）、住所（会員が団体の場合にはその所在地）又は定款若しくは寄付行為若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

- 2 会員が団体である場合には、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出ねばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 20人以内
 - (2) 監事 2人以上 3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から理事5人以内を選任することができる。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 4 理事のうちから会長1人、副会長4人以内及び事務局長1名を互選する。

(役員の仕事)

第13条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。しかし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第15条 任期満了又は辞任により役員定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規程にかかわらず、常務の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第18条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3 顧問及び参与は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総会

(総会の種別等)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。
3 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会において必要と認めるとき。
(2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
(3) 民法第59条第4号の規定により監事が召集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
3 総会の招集は、少なくともその開催の10日前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(会議の決議方法等)

第21条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 正会員は、総会において各1個の表決権を有する。賛助会員、学生会員は表決権を有しない。
3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ、決議することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。
4 総会の議事は第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議会の決議事項)

第22条 この規約において、別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 規約の変更

- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金、会費（個人・団体）及び賛助会費の額並びにその徴収方法決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(特別決議事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上による議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長が作成し、次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第5章 理事会

(理事会の機構等)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第27条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決議するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第28条 第19条第4項第2号、第20条第3項、第21条（第3項ただし書を除く。）、第24条及び第25条の規定は、

理事会について準用する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 事務局等

(事務局及び職員)

第30条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第31条 協会の業務の執行の方法については、規定に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第32条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの規約で定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置なければならない。

- (1) 規約
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第34条 協会の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金、会費及び賛助会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
 - 3 基本財産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会で基礎財産に繰り入れることが議決した財産
 - 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供することができる。

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第35条 協会の資産は、協会が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(収支計算の方法等)

第36条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 第4条に掲げる事業のうち補助事業に係る経理については、特別の勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して経理しなくてはならない。

3 毎事業年度の収支決算における収支差額については、翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第37条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいて実行したものとみなす。

(監査等)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

第9章 残余財産の処分

(解散の場合の残余財産の処分)

第40条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、協会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この規約において別に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

以下の内規は規約第27条(4)に基づき臨時理事会にて制定された内容である。

平成27年12月8日制定

全日本鹿協会内規

全日本鹿協会規約の事業を円滑に運営するため内規を定める。

1 事務所の設置

全日本鹿協会規約第2条に基づき以下に事務所を設置する。

〒252-0880 藤沢市亀井野1866 日本大学生物資源科学部内。

2 幹事会

会長、在京副会長、事務局長から構成する。原則として隔月に開催し、本会の運営に当たる。

3 事務局の組織と役割

- ・事務局長は事務局員を会員の中から選び、会長の承認を得る。
- ・事務局には庶務・会計、企画、出版・編集、広報（ホームページ・フェイスブック等）の担当を設ける。

4 日本鹿研究の刊行

編集委員会を設置し、会誌の編集を行う。

5 会議等

- ・事務局長は事務局会議を適宜開催し、会務の円滑な推進を図る。
- ・会議場所は事務局の所在地を原則とするが、他で適宜行うこともできる。

6 諸経費

6.1.1 交通費

理事会、幹事会、事務局会議等に出席するための交通費は実費を支給する。ただし、最短経路・最安値とし、新幹線・航空機・車輜等の利用については、事務局長の承認を必要とする。

6.1.2 日当

支給しない。

6.2 宿泊を伴う出張

日帰りを原則とするが、やむを得ず宿泊する場合には交通費と宿泊費（8,000円/日を限度）を支給する。

6.3 海外調査

50,000円を限度に支給する。ただし、調査報告書の提出を行う。

6.4 アルバイト

アルバイトの雇用に際しては、交通費は実費、日当は950円/時を限度に支給する。

7 ワーキングチーム（WT）の設置



外部資金を使って業務を遂行するWTは専門委員会とし別会計とする。

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月27日	～令和 年 月 日	金額 1,760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>NEXCO 中日本</p> <p>料金所では一旦停車してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月27日 13時19分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-16-19 取扱番号203-00241256-00</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>NEXCO 中日本</p> <p>料金所では一旦停車してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月27日 20時04分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01051940-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,760 円	100 %	1,760 円

整理番号	7-24
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機 4-2代 (7月分)		
年月日	21年7月27日~	年月日	金額 8800円







目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> 5 D 3- 7-27 17,600 リコーリース(カ) </div>	

案分の理由 政務活動費に後援金 活動に寄分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600円	1/2 %	8800円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月28日~令和	年月日	金額 1760 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理		
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 		
<<領収書貼付枠>> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align:top;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金額は一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金額 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月28日12時45分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00221222-00</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align:top;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金額は一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金額 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月28日16時38分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01441615-00</p> </td> </tr> </table>		<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金額は一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金額 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月28日12時45分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00221222-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金額は一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金額 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月28日16時38分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01441615-00</p>
<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金額は一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金額 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月28日12時45分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00221222-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金額は一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金額 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月28日16時38分</p> <p>車種 軽二</p> <p>通行料金 ¥880-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01441615-00</p>		

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1760 円	100 %	1760 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 7 月分】 7/29 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	3 年 7 月 29 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	19,961
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・ <input checked="" type="radio"/> 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久			

≪領収書貼付枠≫ 別紙のとおり

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	39,923 円	1/2 %	19,961 円

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/07/02(金)16:08
Tカード会員

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥3000
20.27L @148.0 L-4 N-10
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能ポイント 2032P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.2971 担当:0001
POS番号01
2021/07/02 釣銭伝票No.5732

おつり引換券

2021/07/02(金)16:08
釣銭金額 ¥7,000
2021/07/02 釣銭番号 5732



支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/07/07(水)18:21
Tカード会員

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥3000
19.74L @152.0 L-4 N-10
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥10000 お釣 ¥7000
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能ポイント 2179P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8977 担当:0001
POS番号01
2021/07/07 釣銭伝票No.6953

おつり引換券

2021/07/07(水)18:21
釣銭金額 ¥7,000
2021/07/07 釣銭番号 6953



支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2021年07月05日 19:09

売上
Tカード会員

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P01
数量 19.61L *
単価 153円 ¥3,000

合計 ¥3,000

(消費税10%対象 ¥3,000)
内消費税等 ¥273
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,000

ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 2154P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書が送られてきます。

株式会社 ENEOSウイング
沼津バイパス上りTSセルフ
静岡県 沼津市東椎路37-2
TEL:055-929-7121 SS-481138
レポートNo 5324-01
テ-ルNo4386-4387
080特専用 2021/07/05

支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2021/07/10(土)10:54
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥3000
20.00L @150.0 L-3 N-7
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000

お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2195P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

No.8330 担当:0001
POS番号01
2021/07/10 釣銭伝票No.5079

おつり引換券

2021/07/10(土)10:54
釣銭金額 ¥2,000
2021/07/10 釣銭番号 5079
2805079020007



支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2021年07月11日 22:48

売上
Tカード会員様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P08
数量 20.00L *
単価 150円 ¥3,000

合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)

Tポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 2199P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社ENEOSウイング
富士インター-TS
静岡県 富士市伝法3201-1
TEL:0545-57-7550 SS-480443
レシートNo 5393-04
デ-9No3100-3101
022 2021/07/11

支払者: 四本康久

EneJet ドールコート

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/07/14(水)10:54
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4000
26.32L @152.0 L-4 N-10
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000
内消費税 ¥364)
合計 ¥4,000

お預かり ¥10000 お釣 ¥6000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 18P
特別P 0P
今回計 18P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2237P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドールコートドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.7370 担当:0001
POS番号01
2021/07/14 釣銭伝票No.8714

おつり引換券

2021/07/14(水)10:54
釣銭金額 ¥6,000
2021/07/14 釣銭番号 8714
2808714060000



支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2021/07/16(金)16:04
Tカード会員

売上 1/10 会員
レギュラー
021000 ¥3923
26.15L @150.0 L-3 N-7
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,923
(10%対象 ¥3,923)
内消費税 ¥357
合計 ¥3,923
お預かり ¥10000 お釣 ¥6077
上記にて領収書とさせていただきます
T*外:基本P 17P
特別P 0P
今回計 17P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2267P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

No.7349 担当:0001
POS番号01
2021/07/16 釣銭伝票No.7334

おつり引換券

2021/07/16(金)16:04
釣銭金額 ¥6,077
2021/07/16 釣銭番号 7334
2807334060773



支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/07/18(日)21:00
Tカード会員

売上 1/10 会員
レギュラー
021000 ¥4000
26.67L @150.0 L-6 N-16
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000)
内消費税 ¥364
合計 ¥4,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000
上記にて領収書とさせていただきます
T*外:基本P 18P
特別P 0P
今回計 18P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2177P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.4192 担当:0001

POS番号01
2021/07/18 釣銭伝票No.0027

おつり引換券

2021/07/18(日)21:00
釣銭金額 ¥1,000
2021/07/18 釣銭番号 0027
2800027010000



支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2021/07/23(金)16:19
Tカード会員

売上 1/10 会員
レギュラー
021000 ¥4000
27.03L @148.0 L-3 N-7
割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000)
内消費税 ¥364
合計 ¥4,000
お預かり ¥4000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
T*外:基本P 18P
特別P 0P
今回計 18P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2198P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

★EneJetキャンペーン実施中
EneJetのご利用2,000円
を1口として、今話題のスマート
家電やデジタルギフト「デジコ」が
当たる!!!

No.9239 担当:0001
POS番号01
2021/07/23

支払者: 四本康久

EneJet ドライブコート

令頁山又書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/07/26(月)00:05
Tカード会員

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 @148.0 L-4 N-10 ¥4000

割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000)
内消費税 ¥364
合計 ¥4,000

お預かり ¥5000 お釣 ¥1000

上記にて領収書とさせていただきます

Tカード:基本P 18P
特別P 0P
今回計 18P

利用Tポイント 0P

利用可能Tポイント 2238P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。

★EneJetキャンペーン実施中
EneJetのご利用2,000円
を1口として、今話題のスマート
家電やデジタルギフト「デジコ」が
当たる!!!

No.4919 担当:0001

POS番号01

2021/07/26 釣銭伝票No.2208

おつり引換券
2021/07/26(月)00:05

釣銭金額 ¥1,000

2021/07/26 釣銭番号 2208

2802208010007



支払者: 四本康久

24年中無休で営業!
給油は7*ドライブコートがおすすめ!!

DrivePay・EasyPayでチャンス
かんたん給油で
お肉をGET!

レシート応募で「ブランド和牛」などが当たる!

応募期間:2021年07月31日(金)まで

おサイフカードも取り出すのに
給油ができるDrivePayは
SS店舗ですぐに
発行・利用できます。
https://drivepay-cp.jp



アンケート回答で
Amazonギフト券 (毎月1,000名様に)
500円分をプレゼント!
応募期間:2022年3月31日(木)まで

2021年 7月28日 317865
伝No: 11004

24年中無休で営業!
給油は7*ドライブコートがおすすめ!!



領収書

印紙

IDEMITSU

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2021年 7月28日 16:47

現金フリー 00-317865-90001-0001-9

出光ゼアス P-19(内)
13.51 L @148.0 2000円
01200.00

合計 2,000円
(内、消費税等(10.00%) 182円)
預り金 2,000円
釣銭 0円

伝No: 11004 担当:8800

支払者: 四本康久

EneJet ドライブコート

令頁山又書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2021/07/29(木)20:15
Tカード会員

売上 Tカード会員
レギュラー
021000 @148.0 L-4 N-10 ¥3000

割引適用(016219)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000

お預かり ¥3000 お釣 ¥0

上記にて領収書とさせていただきます

Tカード:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用Tポイント 0P

利用可能Tポイント 2256P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。

★EneJetキャンペーン実施中
EneJetのご利用2,000円
を1口として、今話題のスマート
家電やデジタルギフト「デジコ」が
当たる!!!

No.9081 担当:0001

POS番号01

2021/07/29

支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和 3年 7月 30日	～令和 年 月 日	金額 3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21年 7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年 7月分 領収日 7月30日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘
所 富士宮市上柳野12
住 TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503
お申込No. [Redacted]



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和3年7月30日~令和	年月日	金額 4,427円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	21年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

4,427 円

2021年7月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

領収日 7/30 署名

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,427円	/	4,427円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機保守・コピー料		
年月日	21年7月31日~	年月日	金額 4522円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 政務活動に後援 活動に専分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9045円	1/2 %	4522円

領収証

No.

四本 康久 様

3 年 7 月 31 日

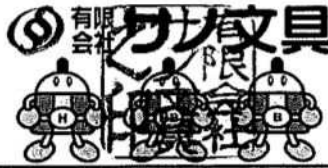
金額 ¥9045-

内
消費税等

但

現金	
小切手	

上記正に領収いたしました

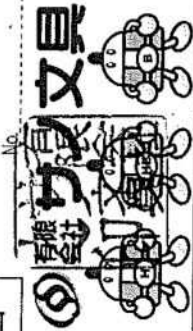


〒418-0041 富士宮市澁川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027

HiSAGO #N787(50) J626759

但書: 保守、コピー料

請求書



四本 康久 様

3 年 7 月 31 日 締切分

〒418-0041 富士宮市澁川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫澁川支店 ⑤ 500790

合計金額 ¥ 9045

請求内訳	金額	摘要
前月ご請求額		
ご入金額		
前月繰越額		
税抜お買上額 3 枚	8223	
消費税等	822	
当月ご請求額	9045	

HiSAGO #N6185(25) J634354

請求書

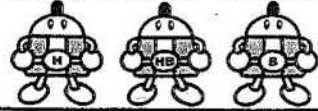
No. _____

四本康久様

3年6月18日

下記の通り御請求申し上げます

有限会社 サノ文具



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

合計金額 ¥ 3553

品名	数量	単価	金額	摘要
1 IMC2500PK エリカラー	5P	3	1773	
2 ホリカラー-ブリット	8P	20	1780	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			3553	

HISAGO #N634(100)別 J638172

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023

82

請求書

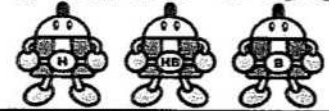
No. _____

四本康久様

3年6月28日

下記の通り御請求申し上げます

有限会社 サノ文具



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

合計金額 ¥ 1670

品名	数量	単価	金額	摘要
1 北-朝日AK	1箱		1670	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			1670	

HISAGO #N634(100)別 J638172

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023(代)

82

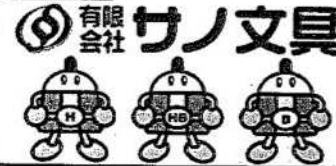
請求書

No. _____

四本事務所様

3年7月20日

下記の通り御請求申し上げます



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

合計金額 ¥ 3000

品名	数量	単価	金額	摘要
1M-C2500 基本料	1		3000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			3000	

HiSAGO #N634(100)別 J638172

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023(代)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員の雇用 (7 月分)		
年月日	令和 3 年 7 月 1 日 ~ 令和 3 年 7 月 31 日	金額	162,000 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	162,000 円	100%	162,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和3年	氏名	支払額	領収印
7月	■■■■■	24,000	■■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
7月	■■■■■	12,000	■■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
7月	■■■■■	66,000	■■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
7月	■■■■■	24,000	■■■■■

令和3年	氏名	支払額	領収印
7月	■■■■■	36,000	■■■■■

雇用実績表

7 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水	6	6	地域の意見・要望の聴取
29	木			
30	金			
31	土			
計		(A) 24	(B) 24	
上記の通り雇用したことを証明する				令和3年7月30日 ふじのくに県民クラブ 四本 康久
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。				
①(B)[24時間 分]×単価[1000円]=24000 円				
②総支給額[円]×(B) / (A)= 円				

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

7 月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
28				
29				
30				
31				
計		(A) 12	(B) 12	

上記のとおり雇用したことを証明する。

21年7月30日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)〔12時間 分〕×単価〔1000円〕=12000円

②総支給額〔 円〕×(B)／(A)= 円

雇 用 実 績 表

7 月	氏 名	[REDACTED]	
-----	-----	------------	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
2	金			
3	土			
4	日			
5	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
6	火			
7	水			
8	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
9	金			
10	土			
11	日			
12	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
13	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
14	水			
15	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
16	金			
17	土			
18	日			
19	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
20	火	6	6	地域の意見・要望の聴取
21	水			
22	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	6	6	地域の意見・要望の聴取
27	火			
28	水			
29	木	6	6	地域の意見・要望の聴取
30	金			
31	土			
計	(A)	66	(B) 66	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年7月30日

ふじのくに県民クラブ 四本 康 次

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

① (B) { 66 時間 分 } × 単価 { 1000 円 } = 66000 円

② 総支給額 { 円 } × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

7月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30	金	6	6	地域の意見・要望の聴取
31				
計		(A) 24	(B) 24	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年7月30日
ふじのくに県民クラブ 四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [24時間 分] × 単価 [1000円] = 24000円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

7 月分	氏名	
------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	木	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
2				
3				
4				
5	月	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
6				
7				
8				
9	金	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
10				
11				
12				
13				
14				
15	木	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
16				
17				
18				
19				
20				
21	水	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
22				
23				
24				
25				
26	月	6	10~16	地域の意見の要望の聴取
27				
28				
29				
30				
31				
計	(A) 36	(B) 36		

上記のとおり雇用したことを証明する。

21年7月30日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間 分] × 単価 [1000円] = 36000 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円